

奈良のシカ生息状況調査業務
第1号
業務説明書

平成24年10月

奈良県まちづくり推進局
奈良公園室

1 業務概要

1-1 業務の目的

天然記念物「奈良のシカ」による農作物への被害や、森林（春日山原始林）植生が変化している現状において、早急に生息状況等を調査し、「奈良のシカ保護管理計画」（以下、「保護管理計画」という。）策定のための基礎資料とすることで、「奈良のシカ」の適正な管理を推進することを目的とする。

1-2 業務内容

保護管理計画策定に必要な以下の事項について、提案に基づく手法により各種調査を実施し、基礎資料の収集、分析等を行う業務とする。

- (1) 「奈良のシカ」の生息地域である奈良市（A、B、C、D地区（別図））とその周辺地域（以下、「奈良市周辺地域^{※1}」という。）におけるニホンジカの生息状況の把握

業務内容

(1)-1: A、B地区のニホンジカのC、D地区への行動（移動）調査、分析、検討

(1)-2: C、D地区の生息密度調査

(1)-3: C、D地区、及び奈良市周辺地域におけるニホンジカの生息数及び生息域（分布）とその動向、変動等について調査・分析・検討

上記業務内容における、有効な調査、分析、検討等の手法

具体的な場所や箇所数については、提案を元に協議により決定する。

- (2) C、D地区における被害調査

業務内容

(2)-1: 奈良のシカによる農林業等被害及び農林業等被害の動向、変動について調査・分析・検討

上記業務における、有効な調査・分析・検討等の手法

- (3) 保護管理計画策定に必要な調査等

業務内容

(3)-1: C、D地区と奈良市周辺地域に生息するニホンジカの遺伝子調査

(3)-2: 本県が設置する予定の「奈良のシカ保護管理計画策定委員会（仮称）」の関連資料の作成及び運営サポート（委員選定等）

今後、策定予定である保護管理計画への支援について具体的な提案

※1 奈良市周辺地域とは、奈良市月ヶ瀬地区、都祁地区の他、天理市、木津川市等、奈良市東部・北部地域の市境周辺の地域をいう。

1-3 履行期間

契約日から平成25年3月25日（月）までとする。

1-4 打ち合わせ

- (1) 業務における打ち合わせについては、着手時1回、中間打合せ2回、完了時1回とする。ただし、中間打合せについては、協議のうえ回数を変更できるものとする。

なお、打ち合わせには、管理担当者が立ち会うものとする。

- (2) 本業務に関する打ち合わせの記録の整理は受注者が行い、提出するものとする。

1-5 成果品の提出

① 報告書（簡易製本） 5部

② 報告書（電子データ） 1部

1-6 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 本業務の履行にあたっては、本業務説明書によるほか、特定された技術提案書により作成する仕様書によるものとする。

2 参加表明書作成に関する質問の受付および回答

2-1 提出方法

質問のある場合は、回答先となる受信者名、連絡先（電話番号、FAX番号）を明記してFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。なお、質問のない場合も提出のあった質問の回答が必要な場合は、連絡先をFAXし、電話にて受信の確認をすること。

2-2 提出先

奈良県土木部まちづくり推進局奈良公園室

担当：大東

TEL：0742-27-8677

FAX：0742-22-7832

2-3 受付期間

平成24年10月4日（木）の正午まで。

ただし、受信の確認は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時まで。

2-4 回答

平成24年10月9日（火）までに2-1で連絡があった全員に質問及び回答をFAXで送信する。

3 参加表明書作成上の留意事項

3-1 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式1～3、A4判縦型）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

3-2 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明者の過去10年間の同種業務（※）実績	<ul style="list-style-type: none">参加表明書の提出者が過去に実施した同種業務の実績について記載する。記載する業務は過去10年間（平成14年4月1日～平成24年3月31日までに完了した業務）の同種業務についての元請受注実績とする。記載できる実績は1件とする。記載様式は様式2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。業務内容が判断できる業務契約書の写し等、実績が的確に判断できる資料を添付すること。参加資格のうち、「公告2（7）元請実績」については参加表明書により審査する。したがって、提出様式及び添付書類の不備によりそれらの確認ができない場合は失格とし、参加を認めない。
配置予定担当者の過去10年間の実績等	<ul style="list-style-type: none">配置予定担当者の実績等について、様式3-1及び様式3-2に記載する。なお、様式3-2については、複数名分（3名まで）提出することができる。その場合、評価にあたっては、提出された予定担当者の評価点の平均値を採用する。記載する業務は過去10年間（平成14年4月1日～平成24年3月31日までに完了した業務）の同種業務についての受注実績とする。

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>・同種業務（※）の実績 同種業務について、担当者として従事した実績を記載する。記載できる実績は2件までとする。 なお、各実績には、業務内容及び配置担当者が判断できる業務契約書、または業務計画書の写し等、実績が的確に判断できる資料を添付すること。</p>

※後述「4-1 参加表明者の業務実績に関する要件」において定義する「同種業務」

3-3 契約書の写し

同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

3-4 参加表明書の提出期間並びに提出先及び提出方法

(1) 提出期間

平成24年10月11日（木）正午まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時まで。

(2) 提出先

「2 参加表明書作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

(3) 提出方法

持参による。

4 技術提案書の提出者として選定されるために必要な要件

参加表明者が多数の場合は、参加資格を有する者について以下に示す参加表明者に関する要件及び業務実績等に関する要件を満たす全ての者のうち、後述「8 技術提案書を特定するための評価基準」に示す評価項目のうち、「予定担当者の経験等」（28点満点）について評価し、評価値の高いものから5者程度を技術提案書の提出を依頼する者として選定する。

選定通知の日は平成24年10月中旬を予定する。

4-1 参加表明者の業務実績に関する要件

公告2-(7)に示す同種業務は以下のとおりとする。

同種業務：発注機関が国、又は地方公共団体である「ニホンジカ調査」、又は「特定鳥獣保護管理計画策定（ニホンジカ）」業務

5 選定、非選定の通知

5-1 参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼又は非選定の通知をする。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。

技術提案書の提出依頼又は非選定の通知については、平成24年10月中旬を予定する。

5-2 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。

5-3 上記5-2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内に書面により行う。

5-4 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(1) 受付場所

「2 参加表明書作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

(2) 受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時まで。

6 技術提案書作成に関する質問の受付および回答

6-1 提出方法

質問のある場合は、回答先となる受信者名、連絡先（電話番号、FAX番号）を明記してFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

6-2 提出先

「2 参加表明書作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

6-3 受付期間

技術提案書の提出依頼日から平成24年10月下旬を予定

6-4 回答

平成24年10月下旬（予定）に技術提案書の提出依頼者全員に質問及び回答をFAXで送信する。

※受付期間等詳細は別途通知する技術提案書の提出依頼文により通知する。

7 技術提案書作成上の留意事項

7-1 プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。出典が明らかにできる既存の資料を使用することは問題ないが、新たにパースを作成したりすることは認めない。認められない内容が含まれる場合は、その項目を無効とする。

7-2 右肩の（商号又は名称）以外に、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。

7-3 技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。

7-4 技術提案書がこの書面、技術提案書の提出依頼書及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

なお、ヒアリング時にパソコン（PowerPoint等）を用いる場合、技術提案書と同時に電子データ（CD-R）を提出すること。電子データ（CD-R）の内容についても、7-1から7-4を適用する。

7-5 技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7-6 技術提案書の作成にあたり、参考となる資料は下記のとおり奈良県ホームページで閲覧することができる。

奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画－第4次－（平成24年4月変更）

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-24297.htm

7-7 技術提案を求めるテーマ等

(1) 実施方針等

(2) 評価テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

① C、D地区における生息密度調査について

② C、D地区における農林業等被害調査について

③ ニホンジカの遺伝子調査について

7-8 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添（様式4～6）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

7-9 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針、実施フロー及び工程計画について記載する。<ul style="list-style-type: none">ア 業務の実施方針 業務の実績を踏まえ、本業務の実施方針を記載する。イ 業務の実施手順 業務の実施手順を示す実施フローと工程計画について記載する。留意点についても記載する。・業務の分担等、実施体制について記載する。・他の事業者当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。・記載様式は様式5とし、A4判縦型片面2枚以内に記載する。
評価テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none">・評価テーマに対する技術提案を具体的に記載する。・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。・記載様式は様式6とし、各テーマ毎にA4判縦型片面1枚とし、合計3枚以内に記載する。
参考見積	<ul style="list-style-type: none">・本業務に係る参考見積を提出すること。・なお特定者には再度見積を依頼する。・参考見積において、業務量の目安として示されている限度額を超えている場合、もしくは、業務説明書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については特定しない。

7-10 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、10,500千円（消費税込み）以内とする。

7-11 技術提案書の提出期限

技術提案書の提出期限については、平成24年10月31日頃を予定する。

8 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおり

● 予定担当者の経験等

評価項目	評価の着目点		評価点			
	判断基準		管理 担当者	担当者 ※2	小計	合計
予定担当者の 経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力 平成14年4月1日から平成24年3月31日までに完了した同種業務※1の実績を次のとおり評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績がある。 ③上記①、②以外	6 3 0	6 3 0	12	23
	情報収集力	地域精通度 平成14年4月1日から平成24年3月31日までに完了した下記における業務実績について次のとおり評価する。 ①A、B、C地区における業務実績 ②①以外の奈良市内における業務実績 ③上記①、②以外	6 3 0	5 2.5 0	11	
手持ち業務量	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する（特定後未契約の分を含む）。 ①手持ち業務の契約額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②上記以外	3 0	2 0	5	5

※1 「4-1 参加表明者の業務実績に関する要件」に定義する同種業務

※2 予定担当者が複数（ただし最大3名）の場合、各担当者の評価点の平均値を採用する。

● 業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		評価点	
	判断基準		小計	合計
実施方針・ 実施フロー ・ 工程計画 ・ 実施体制 等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	4	14
		地域の特性を考慮した実施方針となっている場合に優位に評価する。	2	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	2	
		工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	2	
業務実施体制	業務実施体制において、シカに対する専門知識が確認できるなど充実度が高い場合に優位に評価する。	4		

● 評価テーマ

評価項目		評価の着目点		評価点	
		評価テーマ	判断基準	小計	合計
評価テーマ に対する技術 提案	テーマ ①	C、D地区における 生息密度調査について	留意点が的確に示されている場 合に優位に評価する。	8	58
			調査・分析・検討等の手法につ いて、具体的に提案され、かつ 有効性が示されている場合に優 位に評価する。	14	
	テーマ ②	C、D地区における 農林業等被害調査に ついて	留意点が的確に示されている場 合に優位に評価する。	8	
			調査・分析・検討等の手法につ いて、具体的に提案され、かつ 有効性が示されている場合に優 位に評価する。	14	
	テーマ ③	ニホンジカの遺伝子 調査について	調査・分析・検討等の手法につ いて、具体的に提案され、かつ 有効性が示されている場合に優 位に評価する。	14	

評価項目	評価基準	評価点
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合は、 又は見積項目が不足している場合は特定しない。	—
合計		100

9 ヒアリング

ヒアリングは予定管理担当者及び予定担当者（必要に応じて出席）に対して技術提案書に記載された以下の事項について説明を受けた後、質疑応答を行うものとし、予定管理担当者及び予定担当者以外の出席は認めない。なおヒアリングは11月初旬を予定している。（プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度を予定）

- (1) 業務の実施方針等について
- (2) 評価テーマに対する技術提案について

10 特定、非特定の通知

10-1 技術提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。

10-2 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。

10-3 10-2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面（非特定理由説明書）により回答する。

10-4 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所は以下のとおり。

- (1) 受付方法
持参による。

- (2) 受付場所

「2 参加表明書作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

11 その他の留意事項

- (1) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 本業務説明書により得た情報は、技術提案書の作成以外に使用してはならない。
- (6) 提出期限までに技術提案書を提出しない者及び技術提案書が適正でない者（未記載を含みます。）は特定されない。
- (7) 特定されなかった場合、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、いつでも辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の選定等に不利益な取扱を受けるものではない。
- (9) 本業務説明書及び特定された技術提案書に基づき、仕様書を作成することとし、この仕様書に基づき契約することとする。
- (10) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。